

# 第91回定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

- 事業報告

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

- 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

- 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

会計監査人監査報告書

監査役会監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

## YKK株式会社

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況は以下のとおりです。

### 1. YKKグループの業務遂行に関する内部統制体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### 【体制①】

当社取締役は、取締役会規程その他の必要な社内規程を整備するなどして法令及び定款に適合した適切な業務執行を行います。

#### 【運用状況①】

当社取締役は、取締役会規程、取締役執務規程を遵守し、職務分掌に基づいて適切な業務執行を行っています。

#### 【体制②】

コンプライアンスに関する事項を担当する取締役及び執行役員を任命するほか、専任の組織を設置するなどして、コンプライアンス態勢の整備及び強化を図ります。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役会に対し、定期的にコンプライアンス態勢の整備状況等について報告します。また、各組織における適切なコンプライアンス推進活動を展開するため、コンプライアンス委員会を設置し、それぞれ毎年1回以上開催のうえコンプライアンス責任者に重要事項を報告し、マネジメントレビューを受けて次年度のコンプライアンス推進活動に反映します。

#### 【運用状況②】

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス担当執行役員のもとに専任組織を設置し、YKKグループのコンプライアンス態勢の整備を図っています。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役・当社監査役に、2025年度は4月にコンプライアンス態勢の整備状況等について報告しました。

また、2026年3月に、コンプライアンス委員会が開催され、主として各事業・各地域のコンプライアンス活動報告・重点施策及びYKK Global Criteria of Compliance (YGCC) 監査結果等について報告及び討議しました。

#### 【体制③】

当社取締役、執行役員、海外事業役員及び専門役員（以下執行役員、海外事業役員及び専門役員を総称して、「執行役員等」といいます）に対し、法令、定款及び社内規程等の遵守を徹底します。

#### 【運用状況③】

2025年度は、取締役及び執行役員等に対し、弁護士等による「トランプ2.0と国際経済秩序の行方」、「価格転嫁時代における下請法改正対応と競争法の最新動向」、「AI時代のコンプライアンスとガバナンス」及び「危機管理としての組織風土と、ハラスメントとは一線

を画す建設的フィードバック」をテーマとする研修を4回実施しました。また、研修終了後、出席者は、職務遂行において法令を遵守する旨の誓約書を当社に提出しました。

#### 【体制④】

当社及びその連結子会社（以下「YKKグループ各社」といいます）の取締役及び社員が遵守すべき行動規範を策定し、その周知徹底を図るとともに、YKKグループ各社のコンプライアンスプログラムを効果的・効率的に実行するための指標を整備し、これを運用します。

#### 【運用状況④】

2008年に策定した「YKKグループ行動指針(YKK Group Code of Conduct)」を2021年に改定し、各種研修等を通じて、取締役及び社員に対する周知徹底を図っています。

また、YKKグループ各社が、適切で効果的なコンプライアンスプログラムを確実に展開・実行することを目的としたコンプライアンス指標として、YGCCを2013年4月に設定し、これを随時更新するとともに、YKKグループ各社において、YGCCに基づく定期的な評価と改善活動を実施しています。2025年度は、海外事業会社でのセルフチェックに加え、外部監査、当社及び各地域統括会社の監査チームによる内部監査を実施の上、必要な是正対策及び完了時期を定めるなどの対応をとったほか、YGCCプラットフォームのシステム化によりYGCC運用の可視性を高めるとともに業務の効率化を進めております。

#### 【体制⑤】

内部通報制度の整備と適切な運用を通じて、社外のステークホルダー（お取引先様等）を含む通報者の保護を図りつつ、コンプライアンス違反の早期発見と解決に努めます。

#### 【運用状況⑤】

日本国内において「YKKグループ内部通報制度」を2006年1月に設置し、継続運用しています。コンプライアンス担当取締役は、当社取締役・当社監査役に対し、「YKKグループ内部通報制度」の運用状況を2025年度は4回にわたり報告しました。また、海外のYKKグループ各社においても、同様の内部通報制度を整備・運用しています。

#### 【体制⑥】

反社会的勢力との関係遮断を基本方針とし、便益の供与を請求された場合でも毅然とした態度で拒絶します。

#### 【運用状況⑥】

「YKKグループ行動指針」に反社会的勢力との関係遮断を明記していることに加え、反社会的勢力対応規程やその運用ガイドラインを制定・運用し、警察や暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関との信頼関係の構築及び連携に努めるとともに、反社会的勢力との関わりを防止するための条項を各種取引契約書に設け、随時その見直しを行っています。2022年度から外部システムを利用した取引先業者に対する反社チェックの実施を開始、2023年度より反社会的勢力対応を独立のテーマとして取り上げ、社員研修を行っています。

#### 【体制⑦】

当社に内部監査部門を設置してYKKグループ各社の業務執行状況を監査するなど、内部監査体制の充実を図ります。

#### 【運用状況⑦】

監査室は、年度監査計画に基づき、適法性・合理性等の観点からYKKグループ各社に対する内部監査を実施し、その結果を、社長を含む取締役や監査役会等に定期的に報告しています。2025年度は、販売管理、債権管理、購買管理、在庫管理、固定資産管理といった主要業務プロセスを主な監査対象プロセスとし、業務監査に貿易管理、品質管理、情報セキュリティ、技術資産管理、労務管理、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）対応等のコンプライアンス監査を織り込みました。これに加えて、内部統制強化への取組として、2023年に、個別の事業会社に対する指摘事項をグループ全体で共有し、同様の不備の存在の確認及び不備が存在した場合の改善活動、YKK Global Improvement Activity (YGIA) の運用を開始し、特に海外の事業会社には、地域統括会社を通じて、地域の特性に応じた情報共有や改善活動の推進を行いました。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

#### 【体制】

当社の取締役の職務執行に係る情報及びその他の重要な文書について、関係法令及び社内規程に基づき、所管部門に対し適切に作成、保存及び管理させます。

#### 【運用状況】

当社は、取締役会、経営戦略会議等の重要な会議の議事録を作成し、議事の経過の要領、その結果及び重要な発言内容等を的確に記載し、所管部門が適切に保存・管理しています。また、文書管理規程・情報セキュリティ規程等の社内規程に基づき、その他の重要な文書（電磁的記録を含みます）の保存年限を定め、適切な文書管理を実施しています。

### (3) YKKグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### 【体制】

リスクマネジメントに関する事項を担当する取締役を任命するほか、リスクマネジメントを推進するのに必要となる委員会その他の組織を設置するなどして、リスクマネジメント体制の整備及び強化を図ります。

#### 【運用状況】

当社は、CRO（最高リスクマネジメント責任者）を2005年4月に任命しました。CROの下に、リスクの種類に応じて品質委員会、貿易管理委員会、危機管理委員会、技術資産管理委員会及び情報セキュリティ委員会の5つの委員会を設置し、これらにリスク毎の方針決定及び執行部門に対する監督機能を担わせています。2025年度は、各委員会をそれぞれ3回開催しました。

また、CFO（最高財務責任者）を2005年4月に任命し、YKKグループの財務リスク管理

基本方針を策定しました。投資リスクに対しては、CFOを委員長とする2006年2月設置の投資審議会を2021年4月に投資委員会に改組し、YKKグループにおける投資リスクを適切に管理する体制を拡充しています。2025年度は投資委員会を12回開催しました。なお、CFOは、2008年4月より財務報告に係る内部統制を運用・推進しています。さらに、政策保有株の持ち合いについて、保有目的の適切性（定性面）と、資本コストとの比較（定量面）の観点から、取締役会にて総合的に合理性を検証したほか、サイバーセキュリティリスクに対しても、グローバルCSIRT体制を構築しインシデント対応プロセスの有効性を確認するなどして、平時・有事の両面からサイバーリスク管理の実効性向上と継続的改善を推進しています。なお、当社は、YKKグループにおけるリスクの発生時の対応については、「リスク対応ガイドライン」を作成し、適切かつ迅速な対応を行うよう規定しています。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

**【体制①】**

当社は、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより迅速な意思決定と業務執行を実現させるとともに執行状況を適切に監督します。また、当社は、取締役会がその役割・責務を十分かつ効率的に果たすことができるよう、取締役会の実効性について定期的に評価いたします。

**【運用状況①】**

当社は、経営と執行の分離により迅速な事業・業務執行を図ることを目的として、1999年6月に執行役員制度を導入しました。これにより、取締役はグループ全体最適の実現に向けて専心する一方、執行役員等は取締役会で決定された方針に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行しています。また、2025年4月、7月、10月、2026年1月と四半期ごとに、執行役員等の業務執行状況を把握するために執行役員会議を開催しました。

さらに、2024年以降、当社の取締役会の構成、運営、審議内容等を定期的に検証し、実効性評価を実施しています。

**【体制②】**

YKKグループの経営理念・経営方針・経営戦略及び重要な取締役会決議事項等については、多面的で十分な討議を行った上で慎重に決定するために、当社に経営戦略会議を設置します。

**【運用状況②】**

当社は、経営戦略会議を2003年7月に設置し、2025年度は13回開催されました。

**【体制③】**

YKKグループが中長期的に持続的成長するための経営上の重要課題については、重要会議体を設置し、適切に審議し、管理監督します。

**【運用状況③】**

2021年度の取締役会決議に基づき設置されたサステナビリティ委員会については、基本

方針である持続可能な社会づくりへの貢献に基づき、YKKサステナビリティ・ビジョン2050目標の達成という観点から、関連する政策の2025年度進捗状況を、取締役会及び経営戦略会議にて報告しました。

また、サステナビリティへの対応や事業環境の変化から、デジタル技術活用の動きが加速する中、当社はデジタル化を進める顧客へのデータ提供等のサービス強化を行うとともに、社内プロセスの効率化やデジタルツールを活かした新たな業務設計に取り組んでいます。

#### (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

##### 【体制】

YKKグループでは、ファスニング事業、AP事業及びハウジングソリューションズ事業（以下「HS事業」といいます。）のそれぞれにおいて、内部統制システムを含む事業執行体制を構築することを前提に、当社が各事業の主要な事業執行を監督し、また内部統制システムの十分性を監督します。

ファスニング事業における執行体制については、海外展開が進んでいることを踏まえ、地域統括会社によるガバナンスの役割と、商品や商流の特性等を考慮した事業地域ごとに置かれた事業総括による事業推進の役割を明確に分けた体制とします。YKK AP(株)（以下「AP」といいます。）及びAP子会社が担当するAP事業については、国内の建築資材市場が大きなターゲットでありつつ、海外進出を進めているというAP事業の特性に合わせた事業執行体制とします。

さらに、パナソニックハウジングソリューションズ(株)（以下「PHS」といいます。）及びPHS子会社が担当するHS事業については、AP事業同様に、国内の建築資材市場を主要なターゲットとしているHS事業の特性に合わせた事業執行体制とします。

このような各事業の執行体制を前提として、当社の一部の取締役及び監査役が、AP及びPHSの取締役又は監査役を兼任することで、AP及びPHSの取締役会における業務執行状況等の報告を確認するほか、AP及びPHSの取締役又は関係執行役員が直接当社取締役会に対して定期的に業務執行状況等を報告します。

また、この体制のもとで任命された執行役員等の責任者に対し、関連する社内規程等に基づき重要な経営課題や経営成績等を当社の取締役会を含む重要会議体等で決議、又は報告させます。

##### 【運用状況】

ファスニング事業において、東アジア、Americas、EMEA、ASAO、中国の5つの地域に区分する地域経営体制とし、執行役員等が、2025年度に4回開催されたグループ執行役員会議において、その地域の子会社の資本管理とガバナンスの状況を当社に報告しています。また、日本、Americas、Europe、ISAMEA、ASEAN、中国の6つの事業地域を設け、各地域の事業総括を中心とした事業運営を行い、経営戦略会議、事業計画会議等において、当社に事業の状況を報告しています。

2025年度において、APの取締役会は、13回開催され、APの取締役を兼任する二人の当社の取締役は、その全ての取締役会に参加しました。また、APの取締役等による当社取締役会への業務執行状況報告についても4回実施しました。加えて、APでは内部統制にかかる諸

体制について、年度ごとの運用状況を踏まえた点検・見直しの一環として、組織関連規程や法令管理体制、内部監査体制等の整備を進めています。

さらに、子会社が執行する業務のうち重要事項については、取締役会規程に基づき、当社の取締役会で決議し、又は報告させているほか、当社の取締役会において、毎月担当取締役から連結月次業績報告を受けることにより、子会社の経営成績及び財政状態を適切に把握しています。また、当社のCFOが、APの投資委員会に参加し、APの投資に対する統制を行っております。なお、当社及びAPにおいては、社外取締役及び社外監査役を選任し、外部の視点を経営に取り入れてガバナンス体制の強化につなげています。

## 2. 監査役職務遂行に関する事項

(1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

### 【体制】

監査役業務を補助するため、業務執行組織から独立した専任の組織及び補助者を配置します。当該補助者は監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その異動、評価については、監査役の同意を得て実施します。

### 【運用状況】

当社は、2007年4月1日付で監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下で監査役業務を補助する専任スタッフを配置しています。また、監査役会事務局の使用人の異動及び評価については、当社監査役の同意を必要としています。

(2) 当社の取締役及び使用人、当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

### 【体制①】

YKKグループの取締役及び使用人等（当社の子会社の監査役を含みます）は、重要な職務の執行状況等について当社の監査役に適宜報告する体制を整備します。

### 【運用状況①】

当社及び当社子会社の重要な業務執行及び内部統制システムの整備状況等について、適宜当社監査役に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事実が発覚した場合には、速やかに当社監査役に報告しています。

また、当社監査役がAP、YKKビジネスサポート(株)及びYKK不動産(株)といった重要な国内子会社の監査役を兼任する体制をとり、また、海外の子会社の監査役及び内部監査担当部門は、定期的あるいは当社監査役からの要求に応じて随時、必要事項を報告しています。

**【体制②】**

YKKグループの設置する内部通報窓口への重要な通報案件については、適宜当社監査役に報告します。

**【運用状況②】**

YKKグループ内部通報制度事務局は、当社監査役に対し、内部通報窓口への通報状況を定期的に報告するほか、内部通報制度で重大な法令違反行為が発覚した場合、通報内容と調査結果を報告しています。

(3) 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

**【体制】**

当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止します。

**【運用状況】**

当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行っていません。なお、「YKKグループ内部通報規程」において、通報者が通報をしたことを理由として、当該通報者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨、及び通報者に対して、通報をしたことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含みます）には、就業規則等に従い処分することができる旨を定めています。

(4) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

**【体制】**

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を法令及び定款等の定めに従い適切に支弁します。

**【運用状況】**

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するなど、法令及び定款等の定めに従い適切に監査役職務の執行に関する費用等を支弁しています。

(5) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

**【体制】**

当社は、監査役の監査の実効性確保を目的として、取締役会のほか重要な会議体に監査役が出席できる体制を整備するとともに取締役や内部監査部門その他監査役の要請する執行部門との意見交換の場を定期的に設定します。

**【運用状況】**

当社の監査役は、当社の取締役会に出席するほか、経営戦略会議等の重要な会議に出席できるものとしています。

また、当社監査役は、2025年度は当社の会長との意見交換会を3回、当社の社長との意見交換会を4回実施しています。

さらに、当社の内部監査部門等は、その活動内容について、適宜当社監査役へ報告するなど、連携を図り、監査役監査の実効性の向上に協力しています。

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,992	35,394	884,708	△29	932,065
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,836		△3,836
親会社株主に帰属する 当期純利益			31,667		31,667
自己株式の取得				△2	△2
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△1			△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△1	27,831	△2	27,827
当期末残高	11,992	35,393	912,539	△32	959,893

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,237	866	106,572	23,668	151,345	23,550	1,106,961
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△3,836
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		31,667
自己株式の取得					—		△2
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動					—		△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	11,917	1,679	60,921	21,617	96,137	54,703	150,840
連結会計年度中の変動額合計	11,917	1,679	60,921	21,617	96,137	54,703	178,668
当期末残高	32,155	2,546	167,494	45,286	247,482	78,254	1,285,630

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数……………140社
- ② 主要な連結子会社の名称
  - ・ YKK コーポレーション・オブ・アメリカ
  - ・ YKK U.S.A.社
  - ・ YKK AP(株)

##### (2) 連結の範囲の変更に関する事項

- ① 新設により増加した連結子会社…………… 3社
  - ・ YKK インベストメント(株)
  - ・ YKK AP LANDSCAPE(株)
  - ・ AP ヨーロッパ社
- ② 買収により増加した連結子会社……………23社  
主要な買収により増加した連結会社名
  - ・ パナソニック ハウジングソリューションズ(株)
- ③ 清算により減少した連結子会社…………… 1社
  - ・ YKK ロシア社

##### (3) 主要な非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の数…………… 3社
- ② 主要な非連結子会社の名称
  - ・ (株)ホテルアクア黒部
- ③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ① 持分法適用関連会社の数…………… 1社
  - ・トータルフューチャーヘルスケア(株)

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

- ① 主要な非連結子会社の名称
  - ・(株)ホテルアクア黒部
- ② 主要な関連会社の名称
  - ・ワールドハウジングクラブ(株)

### ③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海YKKジッパー社ほか一部の在外連結子会社の事業年度末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### イ. その他有価証券

##### a. 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### b. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物……………2～50年

機械装置及び運搬具……………2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

④ 使用権資産

在外子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）若しくは米国会計基準第842号「リース」（以下「ASC第842号」という。）を適用しております。IFRS第16号若しくはASC第842号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社及び国内連結子会社では、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社及び国内連結子会社では、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（7～22年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（9～22年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

##### ① ファスニング事業

ファスニング事業は、ファスニング製品等の製造及び販売を行っております。自国内の販売においては、納品時に製品の支配が顧客に移転して履行義務が充足されますが、出荷時から納品時までの期間が短期であるため、出荷日に収益を認識しております。また、輸出版売においては、船積時に製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が顧客へ移転して履行義務が充足されるため、船積日に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き、割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ② AP事業

###### ア. 物品の販売

AP事業は、建材製品の製造及び販売を行っており、納品時に製品の支配が顧客に移転して履行義務が充足されますが、出荷時から納品時までの期間が短期であるため、出荷日に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き、割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### イ. 工事契約

AP事業は、カーテンウォール、窓及びサッシ等の工事を行っております。この内、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる工事契約については、インプット法により工事進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一方、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない工事契約については、原価回収基準により収益を一定の期間にわたり認識しております。ただし、工事契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

見積工事原価総額が工事契約総額を超過する工事契約については、当該超過額を直ちに費用として認識しております。

履行義務を充足する時点と取引の対価を受領する時点の乖離は短期であり、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額を損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。ただし、超インフレ経済下にある在外子会社の収益及び費用は、超インフレ会計を適用し、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算しております。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建買入債務及び外貨建予定取引

##### ③ ヘッジ方針

リスク管理に関する基本方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として発生日以後その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。なお、金額の重要性の乏しいものは発生年度に全額償却しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

② 超インフレ会計の適用

一部の連結子会社の計算書類は、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った調整を実施した上で連結しております。なお、正味貨幣持高に係るインフレ影響は、連結損益計算書の営業外費用に表示しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他の投資」に含めておりました「退職給付に係る資産」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「退職給付に係る資産」は1,670百万円であります。

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めておりました「のれん」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「のれん」は3,780百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他の特別損失」に含めておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「減損損失」は243百万円であります。

## (会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり顧客に移転される財又はサービスから生じる収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 140,672百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### ① 算出方法

当社グループは、AP事業における工事契約（履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約及び取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約を除く）について、インプット法により工事進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、見積工事原価総額であります。見積工事原価総額は、仕様や工期により見積った材料単価・使用量、労務費単価・作業工数、及び諸経費等で算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類へ与える影響

AP事業において一定の期間にわたり収益を認識する工事契約は、工事開始から完了まで比較的長期間を要することから、市況の変化による材料単価・労務費単価の上昇、仕様や工期の変更に伴う作業工数の増加が生じ、見積工事原価総額が増加する可能性があります。その場合には、進捗度に変動が生じ、翌連結会計年度の連結計算書類における収益の金額に影響が生じる可能性があります。

2. 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産 43,117百万円  
退職給付に係る負債 13,670百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度等を設けております。連結計算書類に計上されている退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。確定給付制度の退職給付債務は、割引率及び年金数理計算上の基礎率（死亡率、退職率、昇給率等）に基づき見積っております。

② 主要な仮定

退職給付債務の見積りにおける主要な仮定は、割引率であります。割引率は、退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の長期国債及び高格付け優良社債の利回りを基礎として、加重平均期間アプローチにより設定しており、会社（退職給付制度）ごとに適用する割引率が異なりますが、当連結会計年度末の適用割引率は1.4%～11.0%であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類へ与える影響

割引率は、国債市場及び社債市場の影響により大きく変動する可能性があり、その場合には、退職給付債務が変動し、連結計算書類における退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産に影響を及ぼす可能性があります。仮に、当社及びYKK AP(株)の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の当連結会計年度末残高の算出において、適用される割引率がそれぞれ0.1%変動した場合に退職給付債務に与える影響は以下のとおりであります。なお、この感応度分析では、他のすべての変数が一定であると仮定しております。

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
割引率が0.1%上昇した場合	△2,602百万円
割引率が0.1%低下した場合	2,640百万円

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産  
担保に供している資産は、次のとおりです。

有形固定資産	41百万円
--------	-------

上記資産は次の債務の担保に供しております。

長期借入金	27百万円
-------	-------
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,425,872百万円
3. 偶発債務  
保証債務  
みずほ信託銀行(株) (YKK恒友会信託口) 1,226百万円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数  
普通株式 1,199,240.05株
2. 配当に関する事項
  - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
2025年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。  
普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	3,836,087,360円
② 1株当たり配当額	3,200円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月30日
  - (2) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
2026年6月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。  
普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	4,075,769,176円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	3,400円
④ 基準日	2026年3月31日
⑤ 効力発生日	2026年6月29日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にファスニング製品の製造・販売、建材の製造・販売、カーテンウォール、窓、サッシ等の工事を行うため及びM&Aに必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、投機的な取引は一切行わず、後述するリスクをヘッジするために実需の範囲内で行うという基本方針に従い取り組んでおります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として為替予約によりヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との関係構築を目的に保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが4か月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として為替予約によりヘッジしております。借入金及び社債は、主にM&Aや設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金については、固定金利で行っており金利変動リスクは重要なものではありません。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務の為替変動リスク及び原材料の価格変動リスクを低減する目的で当社及び一部の連結子会社が利用しております。当社及び一部の連結子会社が利用している為替予約取引は、為替変動の市場リスクを有しておりますが、これらの取引は、連結貸借対照表上の資産・負債の有するリスクを相殺するようにしているためこれらの取引のもたらすリスクは重要なものではありません。また、グループ間取引において、一部の連結子会社では原材料価格の変動リスクを低減する目的で商品先物取引を利用しております。なお、原則としてデリバティブ取引を利用してヘッジを行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金管理・運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関及び商社に限られており、相手方の契約不履行による信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、為替の変動リスクに晒されている外貨建の営業債権債務について、原則として為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替予約は確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対して行っております。また、グループ間取引において、一部の連結子会社は原材料価格の変動リスクを低減する目的で商品先物取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、当社財務部門が、当社の連結子会社ではそれぞれの当該管理部門が、グループ内規程に従い行っておりますが、営業取引に係る為替予約取引の一部は事業部門等と事前に協議を行っております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する時価又は評価損益は、連結会計年度末日時点の市場から妥当と判断できるデリバティブの評価額であって、将来受け払う実際的な金額や損益を表すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,066百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	0	0	—
② その他有価証券	68,685	68,685	—
資産計	68,685	68,685	—
社債	20,000	19,424	△576
長期借入金	154,227	154,227	0
負債計	174,227	173,651	△575
デリバティブ取引（※）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	3,896	3,896	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	3,848	3,848	—
デリバティブ取引計	7,745	7,745	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	62,790	61	3,856	66,708
債券	999	—	—	999
その他	—	977	—	977
デリバティブ取引				
通貨関連	—	8,167	—	8,167
資産計	63,789	9,205	3,856	76,852
デリバティブ取引				
通貨関連	—	422	—	422
負債計	—	422	—	422

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
社債	－	0	－	0
その他	－	－	－	－
資産計	－	0	－	0
社債	－	19,424	－	19,424
長期借入金	－	154,227	－	154,227
負債計	－	173,651	－	173,651

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

株式の時価は、市場の相場価格を用いて評価、又は将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて算定しております。活発な市場で取引されているものはレベル1、市場での取引頻度が低く、活発な市場がないものはレベル2、1つ以上の重要な観察できないインプットを用いて将来キャッシュ・フローの現在価値を算定しているものはレベル3の時価に分類しております。

債券及びその他に含まれる投資信託等の時価は、市場の相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているものはレベル1、市場での取引頻度が低く、活発な市場がないものはレベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

為替予約取引及び通貨スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 社債

当社の発行する社債の時価は、市場の相場価格を用いて評価しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場がないため、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### (1) ファスニング事業

	当連結会計年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	
主たる地域		
日本	31,406	百万円
Americas	50,146	
Europe	67,116	
ISAMEA	66,346	
ASEAN	100,369	
中国	113,804	
計	429,189	

(注) 1. 外部顧客に対する売上高を表示しております。

2. ファスニング事業における売上高は、主として一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益であります。

#### (2) AP事業

	当連結会計年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	
主たる地域		
日本	446,256	百万円
	(117,403)	
海外	111,240	
	(33,828)	
計	557,496	
	(151,232)	

(注) 1. 外部顧客に対する売上高を表示しております。

2. ( ) 内の売上高は、一定の期間にわたり顧客に移転される財又はサービスから生じる収益であります。その内、契約期間が1年を超える長期契約に係る収益の合計は、99,492百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債残高等

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	202,953 百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	263,008
契約資産 (期首残高)	13,354
契約資産 (期末残高)	15,664
契約負債 (期首残高)	12,835
契約負債 (期末残高)	15,594

(注) 1. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、12,026百万円であります。

2. 当期中の契約資産又は契約負債の残高の重要な変動はありません。

3. 契約資産は、AP事業の工事契約において収益を認識したものの内、未請求の対価であります。契約負債は、ファスニング事業・AP事業・HS事業における製品の出荷前に発生した前受金、及びAP事業の工事契約における特定のマイルストーンの支払いが当連結会計年度末までに認識された収益を超過した場合に発生した前受金であります。

4. 過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から当期に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
一年以内	127,551 百万円
一年超	74,945
計	202,497

(注) 1. 残存履行義務に配分した取引価格の総額は、全てAP事業における工事契約に係るものであります。

2. 当初に予想される契約期間が1年以内の契約に係る情報は含めておりません。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,007,190円
2. 1株当たり当期純利益	26,416円

### (減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
アメリカ	事業用資産	機械装置及び運搬具	858百万円
		建設仮勘定	20百万円
		その他	1百万円
オーストラリア	事業用資産	建物及び構築物	18百万円
		機械装置及び運搬具	1,399百万円
		土地	15百万円
		建設仮勘定	37百万円
その他	事業用資産	機械装置及び運搬具	22百万円

当社グループは、減損損失の認定にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産は収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

アメリカの事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は市場価格等に基づき算定しております。オーストラリアの事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを10%で割り引いて算定しております。

## (企業結合に関する注記)

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 パナソニックハウジングソリューションズ(株)

事業の内容 キッチン、トイレ、バスルーム、洗面、インテリア建材、内装ドア、収納、床材、宅配ボックス、雨とい、樹脂サッシ、外壁、屋根、エレベーター、構造材等の住宅設備・建材の開発、製造、施工及び販売

#### ②企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社であるYKK AP(株)は、国内の新設住宅着工戸数の減少やリフォーム市場の拡大といった事業環境の変化に対応し、持続的な成長の実現に向けて、事業領域のさらなる拡大及び競争力の強化に取り組んでおります。YKK AP(株)は窓・ドア等の開口部を中心に、住宅からビル、エクステリア建材に至るまで幅広い建築資材を提供しており、「Architectural Productsで社会を幸せにする会社。」をパーパスとして事業を展開しております。

パナソニックハウジングソリューションズ(株)は、パナソニックグループの住宅設備・建材の製造・販売・エンジニアリングを担う事業会社として、主に国内市場において、快適で安全・安心かつ環境性能に配慮した各種製品・ソリューションを提供しております。同社は、「くらしの「ずっと」をつくる。“Green Housing”」を事業スローガンに、持続性のある豊かな社会づくりに取り組んでおります。

今後の建築資材・住宅設備市場においては、高度化していく断熱・開口部を含む総合的な製品・ソリューションの提供に加え、サプライチェーン全体での競争力強化及び戦略的なDX・AI活用が重要となるものと認識しております。これらに対応するためには、規模を伴う継続的な投資に加え、十分なノウハウ及び経営資源の確保が求められます。

パナソニックグループの住設機器・建材事業を担うパナソニックハウジングソリューションズ(株)がYKKグループに加わることで、建材事業を担うYKK AP(株)と戦略的パートナーシップを構築し、両社の強みを融合することで、建築資材・住宅設備業界の未来を牽引するリーディングカンパニーを目指して参ります。

#### ③企業結合日

2026年3月31日

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称  
名称の変更予定はありません。

⑥取得した議決権比率  
パナソニック ハウジングソリューションズ(株) 議決権比率：80%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社の子会社であるYKKインベストメント(株)が、現金を対価としてパナソニック ハウジングソリューションズ(株)の株式を取得することによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間  
2026年3月31日を取得日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	147,006百万円
取得原価の合計		147,006百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー等に対する報酬・手数料等 2,051百万円

(5) 取得原価の配分  
当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額  
72,825百万円

②発生原因  
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

③償却方法及び償却期間  
11年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	119,506百万円
固定資産	99,320百万円
資産合計	218,827百万円
流動負債	84,243百万円
固定負債	8,457百万円
負債合計	92,700百万円

(8) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	498,417百万円
営業利益	3,435百万円
経常損失	△1,653百万円
税金等調整前当期純損失	△1,498百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	△4,637百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の売上高及び損益情報は、取得対象企業の当連結会計年度開始の日からの業績を基礎として算定した概算であります。また、企業結合時に認識されたのれん等が当連結会計年度開始の日に発生したものとし、償却額の調整を行い算出しております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	海外投資等 損失積立金	買換資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,992	35,261	2,666	3,400	7,500	6	343,400	16,052	373,026
当期変動額									
剰余金の配当								△3,836	△3,836
当期純利益								17,750	17,750
配当準備積立金の積立				500				△500	－
別途積立金の積立							7,800	△7,800	－
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	500	－	－	7,800	5,614	13,914
当期末残高	11,992	35,261	2,666	3,900	7,500	6	351,200	21,667	386,940

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△29	420,250	11,373	11,373	431,624
当期変動額					
剰余金の配当		△3,836		－	△3,836
当期純利益		17,750		－	17,750
配当準備積立金の積立		－		－	－
別途積立金の積立		－		－	－
自己株式の取得	△2	△2		－	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		－	6,343	6,343	6,343
当期変動額合計	△2	13,911	6,343	6,343	20,255
当期末残高	△32	434,162	17,717	17,717	451,879

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、発行会社の実質価額が貸借対照表価額と比較して著しく低下したときは、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

###### ② その他有価証券

###### ア. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### イ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物……………3～50年

機械及び装置……………4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15～20年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（15～20年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しておりました。なお、当社は2025年6月27日開催の定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額の未払金を固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社は、ファスニング製品等の製造及び販売を行っております。国内販売においては、納品時に製品の支配が顧客に移転して履行義務が充足されますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、出荷日に収益を認識しております。また、輸出販売においては、船積時に製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が顧客へ移転して履行義務が充足されるため、船積日に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き、割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額を損益として処理しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段……為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建預り金及び外貨建予定取引

##### (3) ヘッジ方針

リスク管理に関する基本方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための重要な事項  
グループ通算制度を適用しております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

該当事項はありません。

**(会計上の見積りに関する注記)**

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	223,252百万円
2. 偶発債務	
保証債務	
みずほ信託銀行(株) (YKK恒友会信託口)	1,226百万円
その他3件	585百万円
	(3,655千ドル他)
計	1,811百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 短期金銭債権	67,592百万円
(2) 短期金銭債務	17,359百万円
(3) 長期金銭債権	849百万円
(4) 長期金銭債務	24,589百万円

### (損益計算書に関する注記)

(関係会社との取引高)

1. 営業取引による取引高	99,325百万円
2. 営業取引以外の取引による取引高	30,070百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における自己株式の数	484.41株
-------------------	---------

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

現物分配による子会社株式計上	5,135百万円
繰越欠損金	5,037百万円
繰越外国税額控除	4,876百万円
退職給付引当金	3,209百万円
その他	8,269百万円
繰延税金資産小計	<u>26,528百万円</u>
評価性引当額	<u>△19,832百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>6,695百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,147百万円
その他	727百万円
繰延税金負債合計	<u>8,875百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>2,179百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	YKK AP(株)	直接 100%	YKKグループの建材製品の製造・販売	CMS取引による資金の預入及び貸付(注)1	18,790	預り金	1,372
				資金の貸付	179,510	関係会社 長期貸付金 (注)4	179,510
				受取利息(注)2	552		
支払利息(注)2				31			
			事務所等の賃貸(注)3	2,828			
	YKK不動産(株)	直接 100%	不動産の賃借	CMS取引による資金の貸付(注)1	75	短期貸付金	215
				資金の貸付	1,050	関係会社 長期貸付金 (注)4	20,250
				受取利息(注)2	196		
	YKK中国投資社	直接 100%	YKKグループの中国地域の統括	支払利息(注)2	794	長期預り金	24,589

- (注) 1. 取引金額につきましては、資金の貸借を日次で行っているため、当事業年度における純増減額を記載しております。
2. 資金の預入及び貸付の利率につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引金額その他の取引条件は、賃貸の目的等を勘案して、YKK AP(株)と交渉の上決定しております。
4. 関係会社長期貸付金は、1年内回収予定関係会社長期貸付金を含めて記載しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額	376,957円
2. 1株当たり当期純利益	14,807円

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

YKK株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 充 基  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、YKK株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YKK株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

YKK株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 崎 隆 浩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 村 充 基

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、YKK株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行については、当社子会社代表取締役（当社の取締役を兼務）による子会社における不適切な経費処理が認められたため、かかる事案の全容解明に向けた調査のため調査委員会が設置される予定です。監査役会は、当該調査が適切に行われるよう注視して参るとともに、各監査役を通じて、当社取締役及び当社子会社取締役に対し、同種の事案が発生することのないよう留意する旨求めて参る所存であり、さらに当社子会社監査役とも連携を図って参ります。また、各監査役は、かかる事案を踏まえ、より慎重に職務を遂行して参ります。  
上記の点を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

YKK株式会社	監査役会
社外監査役	新井 佐恵子
常勤監査役	浅野 慎一
社外監査役	南 晃平
社外監査役	森田 恒平